

り、其後御代々々に廢置ありて、延喜式のころは、十陵八墓なり、かくて後々には、たゞ此近陵墓の御祭のみの如くになりて、遠陵の奉幣のことは隠れゆきて、をさく物にも見えず、いと心うきことなりかし、抑近陵墓は、當代に近きを殊に厚く祭り坐なれば然もあるべきことなるを、其中に天智天皇をば永く廢かれぬことになりぬるは、此も彼漢國の制に、太祖の廟をば、百世といへども廢すと云にならひ賜へるなるべし、されど始清和の御代に、此天皇を第一に置れたるは、當代の大御父尊より、上七世なる故にこそありつらめ、必しも太祖とし賜ひしにはあらざるべし、然るを其より後々の御代に至ても、猶此天皇を殊に祭坐は何の由にかおぼつかなし、續紀御代々々の宣命に、近江大津宮御宇、大倭根子天皇乃、與天地共長、與日月共遠不改常典止立賜敷賜霸留法乎云々、なぞ、ありて、殊なる由もありげなれども、此天皇は皇太子に坐し、ほどより、藤原大臣足鎌と共に謀給て、蘇我入鹿を滅し給し御功と、又天下の御制度を漢様に革め給へること、こそあれ、其他に殊なることも坐まさず、凡孝德の御世に、萬の御制度古より有來ぬるを廢て、多く漢様にしもなれるは、此天智天皇と、藤原大臣との御心より出づとぞ見えたる、後世に此天皇をしも、中興の主なぞ申すめるは、此漢様の事を多く創坐る故なるべし、かくて此天皇の御陵をしも、永く殊に祭坐となれば、神武天皇の御陵をこそ、第一に厚く祭り賜ふべく、猶又餘にも有べきをや。

發使

〔延喜式十二〕中務凡十二月奉諸陵幣者、令陰陽寮擇日、訖即申官、其別貢幣者、臨幸便所奉送、其使參議已上及非參議三位、太政官定之、自餘省點之、山階柏原長岡深草田邑鳥戸後田邑小野八陵、參議已上若非參議三位一人、四位若五位一人、內舍人内豎大舍人各一人、後田原八嶋二陵、略中四位若五位二人、内舍人内豎大舍人各一人、略中其使侍從四位已下差文、以十二月五日入太政官、當日平旦、丞錄率史生省掌等候、御在所帳外、史生微聲計列、内舍人并大舍人等、丞率内舍人等入就帳内座、即遙